

豊橋技術科学大学 総部会規約

平成 30 年 2 月 15 日制定

第 1 章 名称および所在

第 1 条

本会は、豊橋技術科学大学総部会(以下「総部会」という)と称し豊橋技術科学大学(以下「本学」という)課外活動施設内におく。

第 2 章 目的

第 2 条

総部会は、各課外活動団体の充実に努めるとともに課外活動団体相互の親睦をはかり、活動の発展および向上を目的とする。

第 3 章 事業

第 3 条

総部会は第 2 条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 各課外活動団体の活動計画実施に関すること
- (2) 本学生活に対する体育・文化の向上および進行に関すること
- (3) 学内/学外における各種大会の主催、主旨並びに後援に関すること
- (4) 課外活動団体リーダーズ研修会の実施に関すること
- (5) その他総部会の目的を達成するために必要と認められる事業

第 4 章 組織

第 4 条

総部会は全課外活動団体の部員で構成される。また、総部会執行部(以下「執行部」という)は次の各号に掲げるもので構成する。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 1 名
- (3) 体育局長 1 名
- (4) 文化局長 1 名
- (5) 会計 1 名
- (6) 会計補佐 1 名
- (7) その他会長が必要だと判断した役員

第 5 条

執行部役員任期は 10 月の定例会の承認を以って切り替わるものとする。ただし、やむをえず執行部役員を交代した場合は前任者の残任期間を引き継ぐものとする。また、10 月定例会において執行部役員を選出できない場合は、新役員が選出されるまでその任期を延長する。

第6条

執行部の選出は会員の中から立候補または推薦を得て、10月の総部会定例会において決定する。なお、執行部は他の学生組織の役員を兼任しないことを原則とする。

第7条

執行部役員は、各々以下の業務を担当する。

会長は、総部会を代表し、本会における業務の統括を行う。

副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその業務を代行する。

体育局長は、体育系課外活動団体を統括し、また各団体との連絡を担当する。

文化局長は、文化系課外活動団体を統括し、また定例会の議事録の作成を担当する。

会計は、会計の明確化をはかり、その任務に当たる。

会計補佐は、会計業務の補佐を行う。

第5章 課外活動団体代表者会議

第8条

課外活動団体代表者会議として、次の各号に定めるものを設ける。

- (1) 定例会
- (2) 予算会議
- (3) 課外活動団体リーダーズ研修会
- (4) その他会長が必要だと判断した会議

第9条

課外活動団体代表者会議の議決は、次の各号に基づいて行う。

- (1) 本会の議決は、定例会においてのみ、出席団体の三分の二の賛成をもってなされる。ただし定例会でその他の会議の際に議決することを可決した場合はその限りではない。
- (2) 課外活動団体代表者の議決権は各団体につき、一票とする。

第10条

課外活動団体代表者会議の定足数は全課外活動団体の三分の二とする。

第11条

課外活動団体代表者会議は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 第3条に定めた事業の実態、運営に関する事
- (2) 課外活動団体の予算に関する事
- (3) 役員を選出に関する事
- (4) その他総部会の運営に関する事

第 12 条

課外活動団体代表者会議の参加者は、原則として課外活動団体の代表者とする。ただし、やむを得ず参加できない場合は、同一団体内の者を代理人とすることができる。

第 6 章 登録

第 13 条

課外活動団体の登録および手続きについては、本学規則に従うものとする。

第 14 条

課外活動団体が総部に協力の意志がないと判断した場合は、総部会から除名宣告することができる。

第 7 章 会計

第 15 条

総部会の経費は、学友会の予算により支弁される。

第 16 条

会計年度は 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

第 8 章 予算会議

第 17 条

予算会議は総部会予算規約により、予算案を審議する。

第 9 章 課外活動団体リーダーズ研修会

第 18 条

本会は、課外活動にあたる各団体の意識の向上および課外活動団体間の親睦を深めるために課外活動団体リーダーズ研修会を行う。

第 19 条

課外活動団体リーダーズ研修会における討議では、議決を行うことはできない。ただし、参加者の意思決定を行った議案は定例会で議決することができる。

第 10 章 その他

第 20 条

本規約の改正は次の各号に基づいて行うことができる。

- (1) 規約の改正および追加には、定例会において本会に属する課外活動団体の三分の二以上の賛成を必要とする。
- (2) 改正された規約は、翌年度の 4 月より施行される。

第 21 条

この規約に定めるもののほか、総部会の運営に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この規約は平成 30 年 4 月 1 日より施行する。